

○国土交通省令第四十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十一条第三項、第三十二条及び第三十六条の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

(身体検査基準及び航空身体検査証明書)  
第六十一条の二 法第三十一条第三項の国土交通省令で定める身体検査基準及び同条第二項の航空身体検査証明書は、次の表のとおりとする。

資格	身体検査基準	航空身体検査証明書
定期運送用操縦士 事業用操縦士 准定期運送用操縦士	第一種	第一種航空身体検査証明書
自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	第一種又は第二種	第一種航空身体検査証明書 又は第二種航空身体検査証明書

256 (略)

(航空身体検査証明の有効期間)

第六十一条の三 法第三十二条の国土交通省令で定める航空身体検査証明の有効期間は、次の各号に掲げる当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書の区分に応じ、当該航空身体検査証明書の交付の日(以下この項において「交付日」という。)から起算して、当該各号の表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に

改正前

(身体検査基準及び航空身体検査証明書)  
第六十一条の二 法第三十一条第三項の国土交通省令で定める身体検査基準及び同条第二項の航空身体検査証明書は、次の表のとおりとする。

資格	身体検査基準	航空身体検査証明書
定期運送用操縦士 事業用操縦士 准定期運送用操縦士	第一種	第一種航空身体検査証明書
自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	第二種	第二種航空身体検査証明書

256 (略)

(航空身体検査証明の有効期間)

第六十一条の三 法第三十二条の国土交通省令で定める航空身体検査証明の有効期間は、当該航空身体検査証明に係る航空身体検査証明書の交付の日(以下この項において「交付日」という。)から起算して、次の表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間

応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日の四十五日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、その交付日から、当該期間が満了する日の翌日から起算して、同表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。

一 第一種航空身体検査証明書

技能証明の資格	区	分	期	間
定期運送用操縦士 事業用操縦士	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	交付日における年齢が四十歳未満	一年	
		交付日における年齢が四十歳以上	六月	
准定期運送用操縦士	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合（前項の場合を除く。）	交付日における年齢が六十歳未満	一年	
		交付日における年齢が六十歳以上	六月	
航空運送事業の用	その他の場合		一年	
交付日にお			一年	

とする。ただし、航空身体検査証明の有効期間が満了する日の四十五日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明書を交付する場合は、その交付日から、当該期間が満了する日の翌日から起算して、同表の上欄に掲げる技能証明の資格ごとに、同表の中欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の下欄に定める期間が経過する日までの期間とする。

技能証明の資格	区	分	期	間
定期運送用操縦士 事業用操縦士	旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合	交付日における年齢が四十歳未満	一年	
		交付日における年齢が四十歳以上	六月	
自家用操縦士	航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合（前項の場合を除く。）	交付日における年齢が六十歳未満	一年	
		交付日における年齢が六十歳以上	六月	
交付日における年齢が四十歳未満	その他の場合		一年	
五年又は交付			一年	

縦士	に供する航空機に 乗り組んでその操 縦を行う場合		ける年齢が 六十歳未満
	その他の場合	交付日にお ける年齢が 六十歳以上	六月
自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士	一年	一年	一年
技能証明の資格	自家用操縦士	区分	期間
	交付日における年齢が四十歳未 満	五年又は交付 日から四十二 歳の誕生日（ その者の誕生 日が二月二十 九日であると きは、その者 のうるう年以 外の年におけ る誕生日は二 月二十八日で	

二 第二種航空身体検査証明書

縦士	准定期運送用操	満	日から四十二 歳の誕生日（ その者の誕生 日が二月二十 九日であると きは、その者 のうるう年以 外の年におけ る誕生日は二 月二十八日で
航空運送事業の用 に供する航空機に	交付日にお ける年齢が	交付日における年齢が五十歳以 上	交付日における年齢が四十歳以 上五十歳未満
一年	一年	二年又は交付 日から五十一 歳の誕生日の 前日までの期 間のうちいず れか短い期間	二年又は交付 日から五十一 歳の誕生日の 前日までの期 間のうちいず れか短い期間

2 ～ 4 (略)	一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士			
		上	交付日における年齢が五十歳以上	交付日における年齢が四十歳以上五十歳未満
	一年	一年	二年又は交付日から五十一歳の誕生日の前日までの期間のうちいずれか短い期間	あるものとみなす。以下この表において同じ。～の前日までの期間のうちいずれか短い期間

2 ～ 4 (略)	一等航空士 二等航空士 航空機関士 航空通信士			
		その他の場合	縦を組んでその操縦を行う場合	六十歳未満
	一年	一年	交付日における年齢が六十歳以上	六月

第二十二号様式中

9. 適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格(該当する全ての技能証明番号を記入すること。)

<input type="checkbox"/> 第1種身体検査基準 定期運送用操縦士 手操用操縦士 准定期運送用操縦士 計器飛行証明の保有	<input type="checkbox"/> 第2種身体検査基準 自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機師士 航空通信士													
	有	無												

を

9. 適用する身体検査基準及び現に有する技能証明の資格(該当する全ての技能証明番号を記入すること。)

<input type="checkbox"/> 第1種身体検査基準 定期運送用操縦士 手操用操縦士 准定期運送用操縦士 計器飛行証明の保有	<input type="checkbox"/> 第2種身体検査基準 自家用操縦士 一等航空士 二等航空士 航空機師士 航空通信士													
	有	無												

に改める。

第二十四号様式を次のように改める。

第24号様式 (第61条の2関係)

第1種航空身体検査証明書

(表)

第 号 CERT. NO. 第1種航空身体検査証明書 AVIATION MEDICAL CERTIFICATE (CLASS 1)	
氏 名 Name	年 月 日
生年月日 Date of Birth (y/m/d)	年 月 日
国籍・本籍 Nationality・Registered Domicile	
現 住 所 Address	
有効期間 Valid From (y/m/d) to (y/m/d)	年 月 日から 年 月 日まで
※1 旅客を運送する航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んで、一人の操縦者でその操縦を行う場合 When the holder of this certificate engages in single-crew commercial air transport operations carrying passengers: to (y/m/d) 年 月 日まで	
※2 航空運送事業の用に供する航空機に乗り組んでその操縦を行う場合 (※1の場合を除く。) When the holder of this certificate engages in commercial air transport operations (except in the case of ※1): to (y/m/d) 年 月 日まで	
条件事項 Conditions	
航空法第31条の規定により、身体検査基準 第1種に適合することを証明する。 This is to certify that the above-mentioned person complies with the Aviation Medical Standards (Class 1) in accordance with Article 31 of Civil Aeronautics Law of Japan. 年 月 日 Date of issue (y/m/d) 国土交通大臣 Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (指定航空身体検査医) (Designated Aviation Medical Examiner) 印	

備考 大きさは、縦11.6センチメートル、横8.3センチメートルとする。

(裏)

備 考 Remarks	
1 准定期運送用操縦士、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者が、この証明書の交付の後、定期運送用操縦士又は事業用操縦士の資格を取得したときは、※1の操縦を行う場合に限り、この証明書の有効期間の満了日は、下記のとおりとする。 When the holder of a Multi-crew Pilot Certificate, a Private Pilot Certificate, a Class 1 Flight Navigator Certificate, a Class 2 Flight Navigator Certificate, a Flight Engineer Certificate, or a Flight Radiotelephone Operator Certificate has obtained an Airline Transport Pilot Certificate or a Commercial Pilot Certificate after the date of issuance of this certificate and engages in the operation prescribed in ※1, the expiration date of the period of validity of this certificate shall be: to (y/m/d) 年 月 日まで	
2 自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を有する者が、この証明書の交付の後、定期運送用操縦士、事業用操縦士又は准定期運送用操縦士の資格を取得したときは、※2の操縦を行う場合に限り、この証明書の有効期間の満了日は、下記のとおりとする。 When the holder of a Private Pilot Certificate, a Class 1 Flight Navigator Certificate, a Class 2 Flight Navigator Certificate, a Flight Engineer Certificate, or a Flight Radiotelephone Operator Certificate has obtained an Airline Transport Pilot Certificate, a Commercial Pilot Certificate, or a Multi-crew Pilot Certificate after the date of issuance of this certificate and engages in the operation prescribed in ※2, the expiration date of the period of validity of this certificate shall be: to (y/m/d) 年 月 日まで	

第2種航空身体検査証明書

(表)

第 号 CERT. NO. 第2種航空身体検査証明書 AVIATION MEDICAL CERTIFICATE (CLASS 2 )			
氏 名 Name			
生年月日 Date of Birth (y/m/d)	年	月	日
国籍・本籍 Nationality・Registered Domicile			
現 住 所 Address			
有効期間 Valid from (y/m/d) to (y/m/d)	年	月	日から 日まで
条件事項 Conditions	<p>航空法第31条の規定により、身体検査基準 第2種に適合することを証明する。 This is to certify that the above-mentioned person complies with the Aviation Medical Standards (Class 2 ) in accordance with Article 31 of Civil Aeronautics Law of Japan.</p> <p>Date of issue (y/n/d) 年 月 日</p> <p>国土交通大臣 Minister of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (指定航空身体検査医) (Designated Aviation Medical Examiner) 印</p>		

備考 大きさは、縦11.6センチメートル、横8.8センチメートルとする。

(裏)

備 考 Remarks	<p>1 自家用操縦士の資格を有する者であつて、この証明書の交付の日における年齢が50歳未満のものが、その日の後、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格を取得したときは、この証明書の有効期間の満了日は、下記のとおりとする。</p> <p>When the holder of a Private Pilot Certificate, whose age is under 50 on the date of issuance of this certificate has obtained a Class 1 Flight Navigator Certificate, a Class 2 Flight Navigator Certificate, a Flight Engineer Certificate, or a Flight Radiotelephone Operator Certificate after that date, the expiration date of the period of validity of this certificate shall be:</p> <p>to (y/m/d) 年 月 日まで</p>
----------------	---

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和六年七月一日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の航空法施行規則（以下「旧規則」という。）

第二十二号様式によりされている申請は、この省令による改正後の航空法施行規則（以下「新規則」という。）第二十一号様式によりされている申請とみなす。

第三条 この省令の施行の際現に交付されている旧規則第二十四号様式による第一種航空身体検査証明書及び第二種航空身体検査証明書は、それぞれ新規則第二十四号様式によるものとみなす。

第四条 この省令の施行の際現にある旧規則第二十四号様式による用紙については、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士、航空機関士又は航空通信士の資格の技能証明を有する者であつて、定期運送用操縦士、事業用操縦士及び准定期運送用操縦士の資格の技能証明を有しないものが、第一種航空身体検査証明書の交付を受ける場合を除き、当分の間、これを使用することができる。

2 前項の規定により旧規則第二十四号様式による用紙を使用して交付された第一種航空身体検査証明書及び第二種航空身体検査証明書は、それぞれ新規則第二十四号様式によるものとみなす。